

指定管理者制度導入施設におけるモニタリングについて(案)

1. 対象施設

- ① 市民会館・古市集会所
- ② 市民体育館・市民体育館屋外テニスコート・市民プール
- ③ 南食ミートセンター
- ④ 高年生きがいサロン2、3、5、6号館

2. 評価実施方法

■ 1次・2次評価（4月下旬～5月下旬）

- ① 「モニタリング評価基準」に基づき、43の評価指標について、指定管理者が自己評価（1次評価）を行う。指定管理者は、1次評価の根拠及び平成28年度選定時に提出された事業計画書に基づく取組状況を記入する根拠等記入表も同時に作成する。
- ② 施設所管課は、1次評価を実施した指定管理者に対してヒアリングを実施し、その結果を踏まえて2次評価を行う。施設所管課は、2次評価の根拠を記入する根拠等記入表も同時に作成する。

※ 評価シートにおける1次・2次評価はアルファベットの小文字「a・b・c・d」で表記する。（総合評価の表示と区別する意味で）

■ 総合評価（7月～9月）

- ① 施設所管課より提出された評価シートにおける1次・2次評価の結果をもとに、まず各委員が、17の各評価項目について、評価シートの委員会欄に「1から4点」の4段階の採点評価を行う。
- ② 各委員の評価項目ごとの評価を平均（小数点以下第1位を四捨五入して整数とする）したものを項目ごとの委員会総合評価とし、すべての評価項目の合計得点を次の区分にあてはめ、最終的な総合評価とする。

※ 総合評価はアルファベットの大文字「A・B・C・D」の表記とする。

A	優れている	各施設の最高得点に対する委員会総合評価での獲得点数が 80%以上
B	適正に管理されている	各施設の最高得点に対する委員会総合評価での獲得点数が 60%以上 80%未満
C	一部に改善を要する	各施設の最高得点に対する委員会総合評価での獲得点数が 40%以上 60%未満
D	多くに改善を要する	各施設の最高得点に対する委員会総合評価での獲得点数が 40%未満

3. 今後のスケジュール

4月17日（火）	第1回委員会	・モニタリング実施方法の承認
6月下旬	第2回委員会	・施設所管課から1次・2次評価結果の報告 ・平成29年度評価に係る業務改善報告 ※施設所管課の出席をお願いします。 ・各委員への総合評価の依頼
7月下旬	各委員評価シートの提出期限	※第2回委員会後、各委員評価用の評価シートを電子メールにてお送りします。
以降、事務局で評価点数の集計を行う。		
9月下旬	第3回委員会	・集計結果の報告 ・総合評価の確定 ※再度、施設所管課の出席をお願いします。
11月中（予定）	評価結果（業務評価シート）の公表	
平成31年4月以降 新年度	第1回委員会	・施設所管課による業務改善の報告 委員会の評価点数が「2点」以下の評価項目及び1次又は2次評価のいずれかが「C」評価以下の評価指標について、指定管理者が業務改善報告書を作成し、施設所管課に業務改善報告を行っていただきます。